

鵜住居地区防災センターに係る訴訟に和解しました



和解までの経過

鵜住居地区防災センターに係る民事訴訟につきましては、仙台高等裁判所の和解勧告を受け、控訴人との間で和解が成立いたしました。和解の内容につきましては、和解金として原審および控訴審の収入印紙代相当額を控訴人に支払うが、その他に何らの法的な債権債務が無いことを相互に確認するというものです。

市といたしましては、鵜住居地区防災センターで、東日本大震災による津波の際、多くの犠牲者が出たという事実を重く受け止め、それを教訓にこれまで、同じような悲劇を二度と繰り返さない、犠牲者を出さないことを目指した安全、安心なまちづくりを進めてきました。

和解成立を機に、改めて亡くなられた方々の思いを胸に刻み、各課題に今後「も真摯に取り組む続け、「未来の命を守る責任」を果たすべく、さらに一層、安全、安心なまちづくりへの取り組みを強化してまいります。

釜石市長 野田武則

これを受け7月3日、仙台高等裁判所で和解に関する協議が行われ和解が成立しました。

和解の内容

- ①被控訴人(釜石市)は、控訴人らに対し、和解金として、合わせて48万9500円(第一審、第二審の印紙代相当額)を支払う
- ②控訴人らは、その余の請求をいずれも放棄する
- ③控訴人らおよび被控訴人は、控訴人らと被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるものの他に何らの法的な債権債務が無いことを相互に確認する
- ④訴訟費用は、第一審、第二審を通じて各自の負担とする

市の取り組み

市は、鵜住居地区防災センターに避難した多くの地域住民が犠牲となったことについて、これまでも行政としての重い責

- 任を真摯に受け止め、問題点の指摘を踏まえ、取り組むべき行政上の課題と施策を明らかにし、このような犠牲を決して繰り返さないように、安全、安心なまちづくりを進めています。
- 今回の和解を機に、平成25年8月21日号の広報かまいしで皆さんへお伝えした市の取り組みを改めて示し、より一層安全、安心なまちづくりに取り組んでまいります。
- ①職員の危機管理意識の向上
 - ②組織としての危機管理体制の強化
 - ③避難場所、避難行動の在り方など災害への備えに関する市民への周知啓発
 - ④追悼慰霊碑の建立(釜石折りのパーク)
 - ⑤市、住民組織、市民の三者が一体となって、災害意識の醸成を誓い合う「防災市民憲章」の制定

市民体育館の建設に着工

市は、東日本大震災で被災した旧市民体育館に代わる、新しいスポーツ拠点として鵜住居駅西側に建設する市民体育館の設計を進めてきました。6月29日には鵜住居駅前地域住民やスポーツ団体関係者、工事関係者、市など約40人が出席して工事安全祈願祭が行われました。



完成イメージ図

新しい市民体育館は鉄骨造(一部鉄筋コンクリート造)で、敷地面積約6,700㎡、延べ床面積3,518㎡程度となります。アリーナは約35m×約42mの1,459㎡程度で、6人制バレーボール2面、バスケットボール2面、バドミントン8面、卓球16面、ソフトテニス2面などが確保できる見込みです。観客席は車いす用6席を含む776席で、旧市民体育館にあった常設ステージは設けず移動式ステージで対応、赤ちゃん休憩室、多機能トイレ、冷暖房設備を完備します。

ラグビーワールドカップ2019™開催前の平成31(2019)年8月に完成する予定で、一般利用はワールドカップ開催後の12月からを見込みます。

【問い合わせ】 市生涯学習文化スポーツ課 スポーツ推進係 ☎22-8835

魚河岸にぎわい創出施設の建設に着工



完成イメージ図

釜石市魚市場に隣接して整備する「魚河岸にぎわい創出施設」の工事安全祈願祭が、6月29日、水産関係者や地元町内会、工事関係者、市など約40人が参加して行われました。

魚河岸地区周辺のにぎわい創出を目指すフロントプロジェクト3において、海と魚のにぎわい拠点と位置付けるこの施設は、敷地面積3,432㎡、延床面積1,273㎡の鉄骨造2階建て。地元の水産物を使った料理を提供する飲食店が4店舗入居する他、虎舞などの郷土芸能や海に関する展示スペース、屋外トイレも設ける予定で、平成31年2月完成予定、4月ごろのオープンを見込んでいます。

【問い合わせ】 市商業観光課 商業まちづくり係 ☎27-8421